

野木町パートナーシップ宣誓制度

利用の手引き



野木町

目次

1	パートナーシップ宣誓制度とは	1
2	宣誓をすることができる方	1
3	パートナーシップ宣誓の流れ	3
4	宣誓に必要な書類	4
5	交付される書類	6
6	証明書等の再交付・変更・返還等	7
7	よくある質問	9
8	各種相談窓口	11

1 パートナーシップ宣誓制度とは

野木町では、町民一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様な生き方や価値観を認め合い、全ての人自分らしく生きることができる社会を目指して「野木町パートナーシップ宣誓制度」を導入します。

この制度は、一方又は双方が性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済的及び物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約束した関係であることを宣誓したことに対し、町が証明する制度です。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法的な権利や義務の付与を伴うものではありませんが、宣誓された二人が互いに人生のパートナーとして、安心して野木町で共同生活ができるよう、町として応援するものです。

2 宣誓をすることができる方

※下記の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 宣誓日において双方が民法に規定する成年^{※1}に達していること
- ② 住所について次のいずれかに該当すること
 - ア 双方が野木町民であること
(ア 双方が野木町民であること)
 - イ 一方が本町に住所を有し、他の一方が宣誓する日から1カ月以内に本町に転入予定であること
 - ウ 双方が宣誓する日から1カ月以内に本町へ転入を予定していること
- ③ 配偶者がいないこと
- ④ 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと
- ⑤ 宣誓者同士が直系血族又は三親等内の傍系血族^{※2}、もしくは直系姻族^{※3}でないこと

※1 ・年齢二十歳をもって、成年とする(民法第4条)(令和4年4月1日改正 18歳)

※2 ・民法に規定する婚姻することができない続柄(民法第734条・第735条)

直系血族・・・祖父母、父母、子、孫等

三親等内の傍系血族・・・兄弟姉妹、おじ、おば、おい、めい

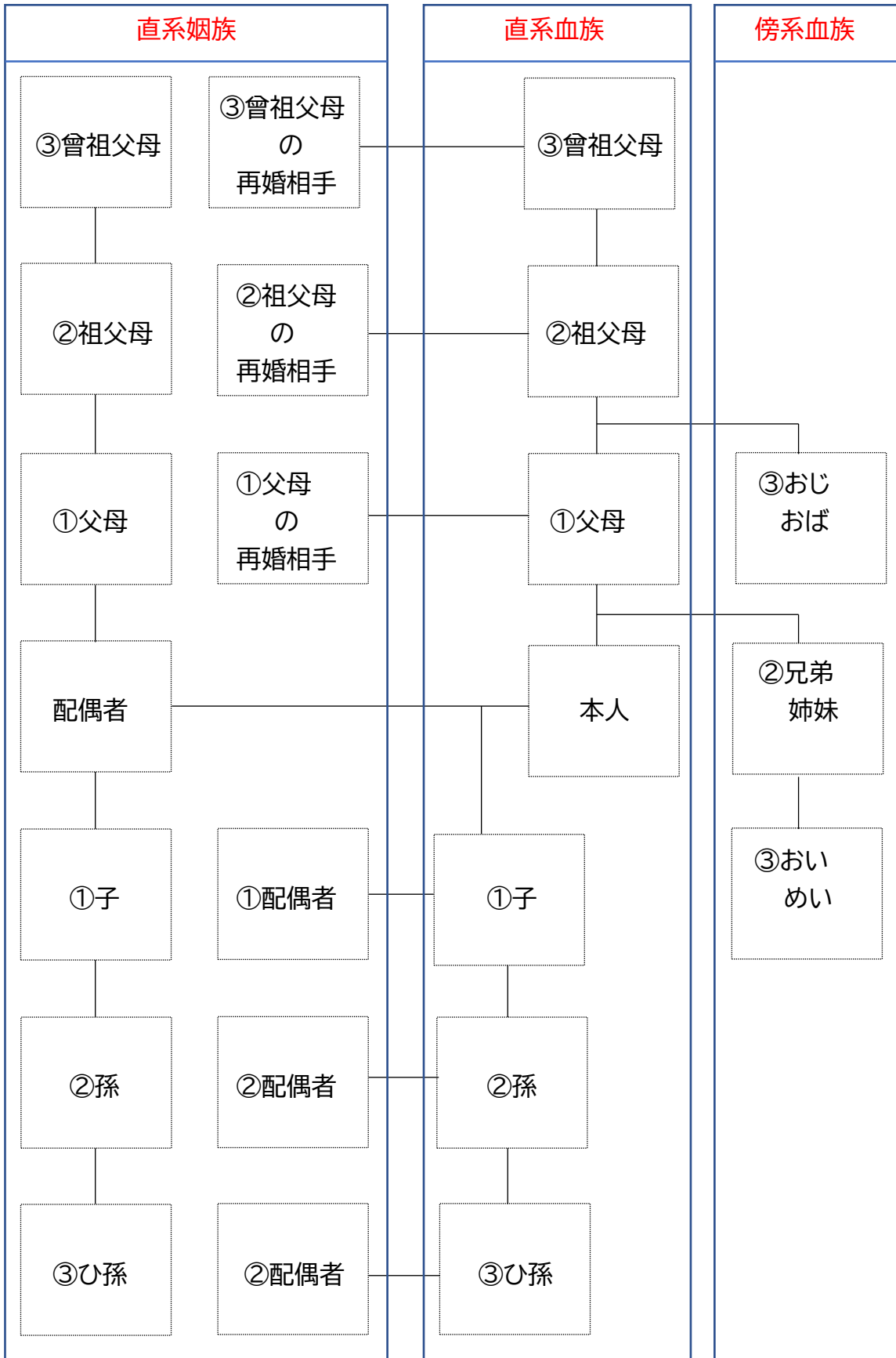
※3 直系姻族・・・子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

・宣誓者同士が養子縁組する前の関係が直系血族又は三親等以内の傍系血族でない場合は宣誓ができます。

パートナーシップの宣誓をすることができない者(近親者)

三親等内親族図

※数字は等身



3 パートナーシップ宣誓の流れ

(1) 宣誓する日時を予約

- ・宣誓希望日の10日前(土日・祝日・年末年始を除く)までに、電話、メール、窓口にて予約してください。
- ・宣誓日時、宣誓場所の調整を行い、日程の決定をご連絡します。
※直接のご連絡は、平日の午前8時30分～午後5時15分をお願いします。
- ※宣誓日時は、ご希望に添えない場合等がありますので、第3希望日までご提示ください。

【連絡先及び書類提出先】

栃木県下都賀郡野木町大字丸林571番地
町民生活部 生活環境課 人権・協働推進係
TEL 0280-57-4132
E-mail seikatukankyou@town.nogi.lg.jp

(2) 必要書類の提出

- ・宣誓日の3日前までに必要書類を揃えて、持参もしくは郵送にて提出してください。

【事前提出書類】

- ①住民票もしくは住民票記載事項証明書
- ②戸籍謄本
※外国籍の方は婚姻要件具備証明書とその日本語訳文
- ③通称名を確認できる書類の写し(通称名を希望する場合のみ)

- ※必要書類の交付手数料は自己負担になります。
- ※届出書類の内容等に不備・不足がある場合は、宣誓日を延期させていただくことがあります。

(3)パートナーシップの宣誓

- ・予約した日時に、2人揃ってお越しください。
- ・本人確認を行い、町職員立ち合いのもと宣誓書(裏面 パートナーシップ宣誓にあたっての確認書)に署名していただきます。

※宣誓書は町役場で準備いたします。

※プライバシー保護のため、個室で対応いたします。

- ・対応時間…月曜～金曜日(祝日、年末年始を除く。)
午前9時～午後5時

(4)宣誓証明書等の交付

- ・宣誓の要件を満たしている場合、宣誓書の写しを添えて、「野木町パートナーシップ宣誓証明書」と「野木町パートナーシップ宣誓証明カード」をおふたりに交付します。

※宣誓時に2人が転入予定の場合、宣誓日から1か月以内に必要書類を提出してください。この場合、証明書等の交付は必要な書類の提出後に交付となります。

4 宣誓に必要な書類

(1)野木町パートナーシップ宣誓書(様式第1号)

- ・野木町町民生活部生活環境課人権・協働推進係で準備します。
 - ・野木町のホームページからもダウンロードできます。
- ※宣誓書への記入は、宣誓される日に窓口で記入します。

(2)住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- ・住民票の写し(原本)又は住民票記載事項証明書のいずれかを1人1通ずつ提出してください。
- ・宣誓日の3カ月以内に発行されたもので、本籍や個人番号等の記載は不要です。
- ・同一世帯の場合は、2人分の情報が記載されていれば1通で差し支えありません。

(2)配偶者がいないことを証明する書類

- ・戸籍謄本を1人1通ずつ提出してください。
- ・宣誓日の3カ月以内に発行されたもの。
※戸籍謄本は本籍地の市町村で取得できます。戸籍を取得する方法は窓口での請求だけでなく、郵送請求もできますので、詳しくは本籍地の自治体にお尋ねください。
- ※本籍地が分からない場合は、本籍地が記載された住民票を取得することで、知ることができます。
- ・外国籍の方の場合は、配偶者がいないことを確認できる大使館等公的な機関が発行する書面(婚姻要件具備証明書)とその日本語訳文を提出してください。

(3)本人確認書類

☆本人確認ができる書類の例

「氏名」「住所及び生年月日」を確認できるものに限りです。

1枚の提示で足りるもの(例)	2枚以上の提示が必要なもの(例)
<ul style="list-style-type: none">・個人番号カード(マイナンバーカード)・運転免許証・旅券(パスポート)・住民基本台帳カード(顔写真付き)・国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書(顔写真付き)・海技免状・小型船舶操縦免許証・電気工事免状・宅地建物取引士証・在留カード	<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険、健康保険、船員保険又は介護保険の被保険者証・共済組合員証・国民年金手帳・国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書・共済年金又は恩給の証書 <p>※学生証、法人が発行した身分証明書で、顔写真付きのもの</p> <p>※国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち顔写真付きのもの</p> <p>(「※」の書類のみが2枚以上あっても確認はできません。その他の書類(国民健康保険の被保険者証等)と組み合わせてご提示ください。)</p>

※有効期限があるものについては、有効期限内のものに限りです。

※上記以外に町長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

(4) 通称名の使用を証明する書類 ※通称名の使用を希望する場合のみ

・通称名での宣誓を希望される方は、3カ月以内に発行された、日常生活において通称名を使用していることが確認できる以下の書類のいずれかの写しを提出してください。

☆通称名の記載のある住民票、公共料金の請求書、社員証、学生証、自宅に届いた郵便物2通(消印があり、住民票の住所と一致し、手書きでないもの)


(注)通称には、性別違和の方が使用している自認する性に合った名や、外国籍の方が使用している日本名などが該当します。

5 交付される書類

(1) 野木町パートナーシップ宣誓証明書 (A4サイズ)

<p style="text-align: center;">別記様式第2号(第6条関係) 第 号</p> <p style="text-align: center;">野木町パートナーシップ宣誓証明書</p> <p>氏名 _____ 様 氏名 _____ 様 生年月日 _____ 年 月 日 生年月日 _____ 年 月 日 住所 _____ 住所 _____</p> <p style="text-align: center;">_____ 年 月 日 宣誓日</p> <p>ここにお二人が、野木町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証明します。 これからの人生をお互いに支え合い歩まれる、お二人のご多幸をお祈りいたします。</p> <p>野木町は、町民一人ひとりが多様な生き方を個性を認め合い、全ての人が尊重される社会の実現を目指し、取り組みを続けてまいります。 今後とも、お二人が自分らしくいきいきと活躍されることを期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">_____ 年 月 日 野木町長 印</p>	<p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>注意事項</p> <p>1 この証明書は、野木町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に沿って取り扱ってください。 なお、この証明書は、法的効力を有するものではありません。 また、野木町の各施策、事業において優先的な取扱いをするものではありません。</p> <p>2 次のいずれかに該当する場合は、町長に届け出てください。 (1) 住所または氏名(通称名も含む)に変更があったとき。 (2) 宣誓に係るパートナーシップが解消されたとき。 (3) 本町に住所を有しなくなったとき。 (4) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。 (5) 証明書の返還を希望するとき。 ※2から5までのいずれかに該当するときは、証明書等を町長に返還してください。証明書等の返還がなかった場合、宣誓証明書等の交付番号を公表することがあります。</p> <p>通称名を使用している場合 以下に戸籍上の氏名(外国人の場合は、これに準ずるもの)を記載します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(フリガナ)</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 35%;"></td> </tr> <tr> <td>通称名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(フリガナ)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>戸籍上の氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>この証明書の提示を受けた方へ 野木町は、野木町人権施策推進基本計画の理念に基づき、町民一人ひとりが、互いに人権を尊重し、多様な生き方や個性を認め合い、全ての町民が自分らしく生きることが出来る社会を目指しています。 この証明書は、お二人が人生のパートナーとして、協力し合いながら継続的に日常生活を共にしていくことを宣誓したことを野木町として証明するものです。 法的な効力を有するものではありませんが、この証明書の提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。</p>	(フリガナ)			通称名			(フリガナ)			戸籍上の氏名		
(フリガナ)													
通称名													
(フリガナ)													
戸籍上の氏名													

(2) 野木町パートナーシップ宣誓証明カード(免許証サイズ)

<p style="text-align: center;">野木町パートナーシップ宣誓証明カード</p> <p>野木町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、お二人がパートナーシップの宣誓をされたことを証明します。</p> <p>【本人】 _____ 【パートナー】 _____</p> <p>氏名 _____ 様 氏名 _____ 様 生年月日 _____ 年 月 日 生年月日 _____ 年 月 日 宣誓日 _____ 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">「第 号」</p> <p style="text-align: right;">_____ 野木町長</p> 	<p>この宣誓証明カードの提示を受けた方へ この証明カードは、お二人が人生のパートナーとして、協力し合いながら継続的に日常生活を共にしていくことを宣誓したことを野木町として証明するものです。 法的な効力を有するものではありませんが、この証明カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>特記事項 ※戸籍上の氏名(通称名を使用している場合) 【本人】 _____ 【パートナー】 _____</p> <p>(緊急連絡先)(記入は自由です) 私本人が急病や怪我等で方が一の場合、パートナーに連絡してください。 パートナー連絡先 _____ 本人(自署)</p>
---	--

6 証明書等の再交付・変更・返還等

所定の手続きを行うことによって、証明書等の再交付、宣誓書届出事項の変更、証明書等の返還をすることができます。

(1) 証明書等の再交付

- ・紛失や毀損、著しい汚損などにより証明書等の再交付を希望するときは、野木町パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書(様式第4号)を提出してください。
- ・毀損、汚損の場合は、すでに交付している証明書等と引き換えとなりますので、忘れずお持ちください。(再交付後、紛失した証明書等を発見した場合は速やかに返還してください。)
- ・再交付申請をする日時を事前にご連絡ください。
- ・再交付申請書提出の際、本人確認を行いますので、「4宣誓に必要な書類(4)本人確認書類」を参考に、本人確認書類をお持ちください。

(2) 宣誓事項の変更

- ・住所や氏名の変更などにより宣誓書に記載した事項に変更があった場合は、野木町パートナーシップ宣誓書記載内容変更届(様式第5号)を提出してください。
- ・変更内容が確認できる書類を一緒に提出してください。
- ・紛失の場合を除き、すでに交付している証明書等と引き換えとなりますので、忘れずにお持ちください。

【変更内容が確認できる書類の例】

住所変更の場合:住民票、住民票記載事項証明書

氏名変更の場合:戸籍謄本等

通称名変更の場合:給与明細書、通称名の記載のある住民票等

- ・変更届提出の際、本人確認を行いますので、「4宣誓に必要な書類(4)本人確認書類」を参考に、本人確認書類をお持ちください。

(3) 証明書等の返還

・宣誓者の方が次のいずれかに該当する場合は、野木町パートナーシップ宣誓証明書等返還届(様式第6号)を提出し、証明書等を返還してください。

- ①双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- ②一方が死亡したとき(※1)
- ②双方又は一方が本町に住所を有しなくなったとき。
- ③一方又は双方が宣誓要件に該当しなくなったとき。
- ④宣誓が無効となったとき。(※2)

※1 野木町パートナーシップ宣誓証明書等返還届を提出し、証明書等の返還は求めません。

※2 宣誓が無効となる時

次のいずれかに該当するときは、宣誓を無効とします。

- ①パートナーシップを形成する意思がないとき。
- ②宣誓書等の内容に虚偽があったとき。
- ③宣誓できる方の要件に反しているとき。
- ④本町に転入予定の場合期日までに転入を証明する書類を提出しないとき。

・返還届出の際、本人確認を行いますので、「4宣誓に必要な書類(4)本人確認書類」を参考に、本人確認書類をお持ちください。



7 よくある質問

Q1. パートナーシップ宣誓制度と婚姻の違いはなんですか

婚姻は法律に基づいて行われるものであり、相続や財産上の権利や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。一方、パートナーシップ宣誓制度は、野木町の内部規定である要綱により定める制度であり、法的な権利や義務の付与を伴うものではありません。

例えば、同性同士など、パートナーとの関係を公に認めることにより、当事者の生きづらさや不安を軽減し、誰もが自分らしく生活できることを応援するものです。

Q2. パートナーシップ宣誓に費用はかかりますか

宣誓書の提出や宣誓証明書等の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出いただく必要書類の交付手数料などは、自己負担となります。

Q3. 同居していないと宣誓できませんか

必ずしも同居している必要はありません。お互いを人生のパートナーとして、相互に協力し合いながら、継続的に日常の生活を共にすることを約束した関係であることが必要です。

Q4. 婚姻することができない関係とはどんな場合ですか

民法で規定されている婚姻できない関係を指します。

- ・直系血族又は三親等以内の傍系血族の間（2ページ図参照）
- ・直系姻族の間

Q5. 養子縁組をしていると宣誓できませんか

パートナーシップにある方が、やむを得ず養子縁組している場合は宣誓できます。ただし、養子縁組する前の関係が直系血族又は三親等以内の傍系血族でなかった場合です。

Q6. パートナーシップの宣誓は事実婚でもできますか

野木町のパートナーシップ宣誓制度は性的少数者への支援の一環として行うものです。宣誓する二人の一方又は双方が性的少数者であることが要件となりますので、事実婚である二人は宣誓できません。

Q7. 申請にあたり、プライバシーは守られますか

宣誓はプライバシーに配慮し、個室で行います。担当職員が立ち会いますが、提出された書類や記載された個人情報等については、本人の同意なく外部に提供することはありません。

Q8. 郵便やEメールでも宣誓書を受け付けていますか

郵便やEメールでは受け付けていません。必ず宣誓するお二人揃ってお越しください。

Q9. 代理でも宣誓できますか

職員の面前で本人確認のうえ、宣誓書にご記入いただく必要がありますので、代理での宣誓はできません。必ず宣誓するお二人揃ってお越しください。

Q10. 宣誓すると戸籍や住民票の記載が変わりますか

この制度は法的効力がないため、宣誓後に戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

Q11. なぜ、事前に予約や書類の提出が必要なのですか

宣誓日にスムーズに証明書等をお渡しするため、事前予約や書類の事前提出をお願いしています。

Q12. 証明書等に有効期限はありますか

有効期限はありません。

Q13. 野木町を転出するときはどうすればいいですか

転出するときは、証明書等返還届を提出し、証明書等を返還してください。ただし、一方が転勤又は親族の疾病その他やむを得ない事情の場合は担当係にご相談ください。

Q14. パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか

結婚に類似した関係を構築する方法として、公正証書により遺言書を作成する方法や任意後見契約、合意後見契約等を結ぶ方法があります。手続きには費用が発生します。詳しくは公正役場にお問合せください。
最寄りの公正役場としては、小山公正役場があります。

Q15. 法的効力がないのに、なぜ制度を導入するのですか

野木町では、全ての町民が互いに人権を尊重し、多様な生き方や価値観を認め合い、自分らしく生きることができる社会の実現を目指しています。

制度の導入をきっかけとして、現在、パートナーと共同生活を送りながらも、その関係性を証明する手段が乏しいため、生活上の困難や生きづらさを少しでも軽減できる社会的理解が進み、パートナーシップを尊重する取り組みが広がっていくことを期待し、この制度を導入することとしました。

Q16. なりすましや偽造等の悪用をされませんか

宣誓を受ける際に、戸籍謄本や住民票、本人確認を行うための身分証明書の提示を求め、宣誓書にはそれぞれの方に氏名を自署していただくことにしています。

このような手続きを経て、なりすまし等による悪用が発生しないように十分注意を払って行います。

また、宣誓要件に該当しないことが判明した場合、当該パートナーシップを無効とし、宣誓証明書等の返還を求め、無効とした宣誓証明書の交付番号を町のホームページ等で公表することとしています。

8 各種相談窓口

みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)	0570-003-110	月曜日から金曜日の 8:30~17:15まで (ただし、祝日、年末年始を除く)
子どもの人権110番	0120-007-110	
外国語 人権相談ダイヤル (Foreign language Human Rights Hotline)	0570-090-911	Weekday 9:00~17:00 (Closed on public holidays and December 29th through January 3rd) Language; English, Chinese, Korean, Filipino, Portuguese, Vietnamese, Nepali, Spanish, Indonesian, Thai
インターネット 人権相談受付窓口		24時間受付 ←二次元コード読み込み 接続してください。
とちぎ にじいろダイヤル	028-665-8724	毎月第1・第3金曜日 17:30~19:30まで (ただし、祝日、年末年始を除く)
人権・行政合同相談	人権擁護委員による 面談相談	毎月第2水曜日 9:00~12:00まで (受付は11:30まで) 場所:ひまわり館



野木町パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き

発行 令和4年3月

編集 野木町役場 町民生活部

生活環境課 人権・協働推進係

〒329-0195 栃木県下都賀郡野木町大字丸林571

TEL 0280-57-4132

FAX 0280-57-3945

Email seikatukankyou@town.nogi.lg.jp

URL <http://www.town.nogi.lg.jp>